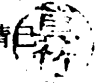


令和2年10月22日

生活課 御中

協同組合日本接骨師会

副会長 真竹晴仁



柔道整復師の施術にかかわる受診妨害防止周知徹底の再要望

要望の趣旨

医療選択権は人権の一つとされ、その対象に柔道整復師(以下、「整復師」という。)も認められ生活保護患者といえども医療の選択権を認め受診妨害防止の要望です。整復師の対象となる傷病か、或いは支給対象の疾患かの疑問は当該整復師に意見を求めるようお願い申し上げます。整復師は生活保護受給者にかかわらず整復師の業務範囲を超えている、或いは、医師による精査が必要と判断した場合、患者には医療機関への紹介及び指導を行うことは柔道整復師としての義務と責任です。

要望の理由

この度、生活保護受給者が柔道整復師の施術希望の申し出に、医療扶助給付担当者に「先に内科で診てもらって下さい。」患者の選択権を無視するような対応が行われました。

また、国民健康保険で整復師受診中の患者が10月より生活保護認定受給者に対し整形外科に通院してレントゲンを撮って来るように指示されたとのことですが、生活保護受給認定にレントゲン撮影が必要な根拠、理由の回答をお願いいたします。

貴福祉部東生活課で、平成29年8月にも同受診妨害で、同年8月28日に再発防止、周知徹底の願いをいたしましたが発再発です。改めて、平成29年3月3日厚生労働省社会・援護局保護課医療系の事務連絡の運用をお願い申し上げます。